

医療機関の勤務環境の改善に関する取組【福岡県】(※平成30年8月1日現在)

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
勤務環境の改善・向上	福岡県医療勤務環境改善支援センター (福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(医師確保班)) Tel:092-643-3330	福岡県医療勤務環境改善支援センター事業	・人事・労働管理の専門家である医療労務管理アドバイザー及び医療経営の専門家である医療経営アドバイザーが医療機関等を訪問し、勤務環境の改善・向上に向けた相談、助言等を無料で実施します。(来所・電話による相談も可) ・医療機関が実施する医療勤務環境改善に関する研修会に対し、アドバイザーを講師として派遣します。 ・医療勤務環境改善に係る研修会を年4回開催しています。医療機関の管理者、看護職員、医療従事者全般など、回によって対象者に応じた内容としているほか、勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関の好事例を紹介するなど、勤務環境改善の普及を図ります。
	福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(医師確保班) Tel:092-643-3330	女性医師確保支援事業	短時間勤務の導入など、子育て・介護中の女性医師の勤務環境改善に取組む医療機関に対し財政的支援を行います。
	福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(看護職員確保班) Tel:092-643-3276	病院内保育所運営事業	病院及び診療所に従事する職員のために、保育施設を設置または運営する病院に対して補助を行います。
		看護師勤務環境改善支援施設整備事業	病院のナースステーション、処置室等の拡張や新設により、看護職員の働きやすい病棟づくりのための施設整備に対する支援を行います。
	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター Tel:092-411-4701	人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)	労働者の確保・定着を図るために、雇用管理の改善につながる制度を導入し、適切に実施した場合に制度導入助成を、雇用管理の適切な運用を経て離職率の低下が達成された場合に目標達成助成を支給します。
		人材確保等支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成コース)	介護事業主が、介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備(職務、職責、職能、資格、勤続年数等)に応じて段階的に定めるものの整備を行った場合に制度整備助成を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、離職率に関する目標を達成した場合に目標達成助成を支給します。
		人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)	介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に機器導入助成を、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成を支給します。
	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 Tel:092-411-4717	時間外労働等改善助成金(職場環境改善コース)	年次有給休暇の年間平均取得日数が13日未満であり月間平均所定労働時間が10時間以上である中小企業事業主が、労働生産率増進設備の導入等、労務管理用ソフトウェア等の導入等、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定の改善の取組を実施した場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。【申込締切:平成30年10月1日】
		時間外労働等改善助成金(職場意識改善コース)	労働基準法特別措置対象事業場(保健衛生業等労働者10未満)で、かつ所定労働時間が週40時間を超え44時間以下である中小企業事業主が、就業規則・労協協定の作成、外部専門家によるコンサルティング等を始めた労働時間等の設定の改善の取組により週所定労働時間を2時間以上短縮し40時間以下とした場合、取組の実施に要した経費の一部を助成します。【申込締切:平成30年10月1日】
		時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース)	現在、労基法第36条に基づく協定の延長することができる時間が月45時間等限度基準を超えている中小企業事業主が、外部専門家によるコンサルティング、労働生産率増進設備の導入等を始めた労働時間等の設定の改善により、時間外労働の限度基準以内の上限設定に取り組み場合、その実施に要した費用の一部を助成するものです。【申込締切:平成30年12月3日】
時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル制度導入コース)		中小企業事業主が、勤務終了後次の勤務までに9時間以上の休息期間を確保する勤務間インターバル制度を新規導入等する場合、就業規則・労協協定の作成、外部専門家によるコンサルティング等導入等のための費用の一部を助成します。【申込締切:平成30年12月3日】	
福岡労働局雇用環境・均等部企画課 Tel:092-411-4717	業務改善助成金	中小企業事業主が、生産性向上のための設備投資等を行って、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げた場合、当該設備投資等の費用の70%(30名未満の場合75%)を助成します。【申込締切:平成31年1月31日】 ※福岡県最低賃金が改定される10月1日以降は、40円以上の引き上げが必要です。	
福岡労働局労働基準部健康課 Tel:092-411-4798	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するために、一定の基準を満たす「喫煙室」(喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が、0.2m/s以上)や「屋外喫煙所」(屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じんが増加しない)などの設置を行う中小企業事業主に対し、その経費の2分の1(上限100万円)を助成します。	
多様な働き方が可能な環境の整備	テレワーク相談センター Tel:0120-91-6479	両立支援助成金(育児休業支援コース(代替要員確保時))	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援します。対象は、①テレワークを新規で導入する中小企業事業主②テレワークを継続して活用する中小企業事業主【申込締切:平成30年12月3日】
	福岡労働局雇用環境・均等部企画課 Tel:092-411-4717	両立支援助成金(育児休業支援コース(代替要員確保時))	育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して助成します。
		両立支援助成金(育児休業等支援コース(育児取得時・職場復帰時))	育児復帰支援プランを作成し、プランに沿って、労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に対して助成します。
		両立支援助成金(女性活躍加速化コース)	女性活躍推進法に基づく行動計画に数値目標等を盛り込み、当該数値目標等を達成した事業主に対して助成します。
		両立支援助成金(再雇用者評価処遇コース)	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就労可能になったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に対して助成します。
		両立支援助成金(出生時両立支援コース)	男性が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の育児休業を取得させた事業主に対して助成します。

項目	問い合わせ先	助成金・相談事業等名	概要
就業の促進	福岡地域医療支援センター (福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(医師確保班)) Tel:092-643-3330	福岡県地域医療支援センター事業	医師の地域偏在の緩和、解消等を図るため、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関における医師確保の支援を行います。
	福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(医師確保班) Tel:092-643-3330	産科医等確保支援事業	産科医等の確保を図るため、産科医等に対し支給される分娩手当等への財政的支援を行います。
	福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(看護職員確保班) Tel:092-643-3276	産科医療確保対策事業	産科医療現場の女性医師確保のため、産科院内保育所に対する運営費補助を実施します。
		看護補助者確保支援事業	看護補助者の雇用を希望する医療機関(歯科含む)に、看護補助者を派遣します。
	福岡県保健医療介護部医療指導課 (地域医療係) Tel:092-643-3273	新生児医療担当医確保支援事業	新生児医療担当医の確保を図るため、NICUに入る新生児を担当した医師に対し支給される手当への財政的支援を行います。
		小児救急医療支援事業	小児科を標榜する病院の当番制により休日夜間の小児救急医療を確保する市町村に補助を行います。
	福岡県看護協会ナースセンター Tel:092-631-1221	ナースセンター事業	就業相談(県内各地域での移動相談)、潜在看護職員の実態把握や看護職員需要施設の実態調査、「看護の心」普及啓発、訪問看護師養成講習会、看護力再開発講習会等を実施します。
	福岡中央公共職業安定所 Tel:092-712-8609	「福祉人材コーナー」による無料相談	無料相談を通して、福祉分野(医療、介護、保育関係)での人材確保に向けて、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図ります。
		福祉関係求人充足プラン策定支援	福祉関係求人雇用管理の改善に努める求人者に対する支援の実施を行います。
	マザーズハローワーク天神 Tel:092-725-8609	マザーズハローワーク等による無料相談	子育て中の女性を中心にすべての女性の方、父子家庭のお父さんの就職に関する支援を行っています。お仕事探しの相談・紹介、求人の検索、各種セミナーの案内、保育・育児サポートの支援・情報提供などを実施しています。
マザーズハローワーク北九州 Tel:093-522-8609			
各公共職業安定所 「マザーズコーナー」			
キャリアアップ・人材育成	福岡県保健医療介護部医療指導課 医師・看護職員確保対策室(看護職員確保班) Tel:092-643-3276	新人看護職員研修事業	医療機関が、新人看護職員に実践的な研修を実施することに対して補助します。
		新人看護職員研修責任者研修事業	新人看護職員の研修プログラムの策定等を行う研修責任者を養成します。(委託)
		新人看護職員実地指導者研修事業	新人看護職員の臨床実践に関する実地指導・評価等を担う実地指導者に対する研修を実施します。(委託)
		看護職員専門分野研修事業	認定看護師の養成教育課程を設けている大学に対して補助します。
	福岡労働局 職業安定部職業対策課 福岡助成金センター Tel:092-411-4701	キャリアアップ助成金	非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成します。
人材開発支援助成金	正規雇用労働者に対し、 ○職務に関連した知識・技能の習得を目的とした訓練の実施。 ○教育訓練休暇付与制度の導入及びその実施。 非正規労働者に対し、 ○正社員等に転換する目的の職業訓練等を実施。 上記の事業主等に対して、訓練経費の一部、訓練中の賃金の一部等について助成を行います。		
その他	福岡労働局 雇用環境・均等部指導課 Tel:092-411-4717	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)及び特例認定(プラチナくるみん認定)	次世代法に基づく認定(くるみん認定)を受けた企業は、仕事と育児の両立がしやすい職場であることがアピールでき、企業イメージアップ、人材確保につながります。また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート」企業として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行い、採用・継続就業・労働時間等・管理職登用・多様なキャリアコースの分野で一定の成果をあげ、「女性の活躍推進企業データベース」に登録している場合に申請できます。認定企業には「えるぼしマーク」の使用が認められ、企業のイメージアップ・人材確保等に活用できます。
	福岡産業保健総合支援センター Tel:092-414-5264	産業保健に関する相談、メンタルヘルス対策に関する相談・支援、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援対策に関する相談・支援	事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談対応や研修等を行っています。また、福岡県内には12か所の地域産業保健センターがあり、労働者数50人未満の事業場を対象に、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等を行っています。